



(挿絵: 平田美紗子作)

損害調査について

保険金の支払に必要な損害調査についてご紹介します。

【森林被害の発見】(被保険者(森林所有者))
森林組合等へ損害発生通知書を提出します



【概況調査】(森林組合系統)
・災害の情報・証拠を集めます
・契約情報を確認します

現地調査の立ち会いについて日程調整



【現地調査】(森林組合系統)
・契約内容と現地が一致しているかを確認します
・被害の状況を調査します
・被害状況の写真を撮影します

てん補の対象

てん補の対象外

【現地調査(評価因子等の調査)】

(森林組合系統)

保険金算出のための調査

・損害区域を測量し、損害木の
本数等を調査します
・搬出方法や市場単価を調べます(壮齢林)



・現地調査の結果をまとめて
損害調査報告書を作成します



【保険事故の認定】(森林保険センター)

てん補対象と認定した場合、保険金をお支払いいたします

森林保険Q & A



損害の発生日から保険金の請求行為がないまま3年(保険契約日がH22年3月31日以前のものは2年)を経過した場合は、保険金の支払い義務が時効により消滅します。ただし、損害発生通知書を森林組合系統に提出した場合は、その受理日をもって時効の中断とみなすこととしています。

森林保険制度創設80周年

火災による災害跡地を復旧し、林業経営の安定を図ることを目的として、昭和12年に創設された森林保険制度は、その後、気象災や噴火災にも対応できる総合的なセーフティネットとしての歩みを続け、本年10月1日で80周年を迎えます。

森林保険センターでは、この80周年を記念して、下記のとおり記念シンポジウムを開催します。

森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義を再確認するとともに、森林保険の発展に寄与し功績があった方々の表彰、森林保険の普及広報を通じて、加入率の向上に繋げていきたいと考えています。



平成3年大分県における
台風19号被災地の復旧前後



森林保険制度創設80周年記念シンポジウム

【日時】平成29年10月31日(火)10:00~12:00

【会場】学士会館(東京都千代田区)

【主催】森林保険センター

【後援】林野庁、全国森林組合連合会

【式典内容】

・功労者表彰

・基調講演 筑波大学准教授 興梠克久氏

・パネルディスカッション「森林・林業経営におけるリスク管理について」(仮題)

※詳細については、今後森林保険センターのHP等でお知らせします。

しつもん!

保険金支払いに時効はありますか?